

2025年8月5日満期

期限前償還条項付(発行者任意償還) 円建社債

利 率(年率、固定)

課税前

課税後(小数点第3位未満切捨て)

0.35%

0.278%

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。

期 間

約5年

最短の場合、約1年で期限前償還
※発行者の任意により決定いたします。

売 出 期 間

2020年

6月29日～7月22日

商 品 の 特 徴

円建て	固定利率	年2回利払	期限前償還
円建てで発行される債券です。 お申込代金、利息、償還金はすべて円建てです。	利率(課税前、年率)は 0.35% の固定利率です。	年2回(半年に一度)、利息が支払われます。	発行者の任意により、満期償還日より前に額面金額の100%で期限前償還される場合があります。

商 品 概 要

発 行 者	バークレイズ・バンク・ピーエルシー 本社債は英文開示銘柄に該当いたしますが、補足資料として日本語要約の開示がございます。
発 行 者 格 付	A1 (Moody's) / A (S&P) ※本格付は無登録格付です。
額 面 金 額	100万円
申 込 単 位	100万円以上、100万円単位
売 出 価 格	額面金額の100.00%
発 行 日	2020年7月22日
受 渡 期 日	2020年7月27日(=利息起算日)
満 期 償 還 日	2025年8月5日(期間約5年、最短の場合、約1年で期限前償還)
利 払 期 日	2021年2月5日以降の毎年2月/8月の各5日
利率および額面金額あたりの利息額(年率、課税前)	0.35% (初回: 1,828円、2回目以降: 1,750円)
期 限 前 償 還	2021年8月5日以降、本社債は発行者の任意により期限前償還される場合があります。
償 還 の 方 法	発行者が期限前償還日の10営業日前までに、期限前償還の通知を行うことにより、関連する期限前償還日に額面金額の100.00%で期限前償還される場合があります。 期限前償還されずに満期償還となった場合、満期償還日に額面金額の100.00%で償還されます。
期 限 前 償 還 日	2021年8月およびそれ以降の満期償還日を除く各利払期日

発 行 者 に つ い て

●バークレイズについて

バークレイズは、英国および米国を主要拠点とし、個人および法人向け銀行業務、投資銀行業務、クレジットカード、資産管理業務等を提供する金融機関です。325年以上の歴史と銀行としての専門性を備えたバークレイズは、世界40カ国以上に8万2,000人の従業員を擁し、世界中のお客様に為替、融資、投資、資産管理に関わるサービスを提供しています。バークレイズ・ピーエルシーは、バークレイズ・グループの持株会社となります。

●バークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。

主な事業として

★コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(機関投資家や金融機関などに対する金融サービスの提供)

★コンシューマー・カード・アンド・ペイメント(消費者向けクレジットカードの提供や、リテール、富裕層、企業、法人等を対象とした銀行、クレジット、投資の各サービスの提供)が挙げられます。

詳細は <https://home.barclays/> をご覧ください。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

目論見書のご請求、お申込みは…



商 号 等: 十六TT証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号
加入協会: 日本証券業協会

本社債の償還について

期限前償還について

- 発行者が期限前償還日の10営業日前までに、期限前償還の通知を行うことにより、関連する期限前償還日に額面金額の100.00%で期限前償還される場合があります。
- 期限前償還されるか否かは**発行者の任意により**決定されますが、一般的に市場金利が上昇するほど期限前償還される可能性は低くなり、逆に市場金利が低下するほど期限前償還される可能性は高くなります。
- ！お客さまによる期限前償還の権利行使はできません。また期限前償還した場合は、それ以降の利息を得ることができません。

満期償還について

期限前償還されずに満期償還となった場合、満期償還日に額面金額の100.00%で償還されます。

【本社債の主なリスク】

本社債への投資には、以下に記載するようなリスクがあります。

■信用リスク

本社債の利息および償還金額の支払いは、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本社債の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。(注)

■期限前償還リスク

本社債は発行者が期限前償還の通知を行うことにより、期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)があります。

■中途売却時のリスク

本社債の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本社債の市場価格は、主として、円金利の変動、円金利の予想変動率の変動、発行者等の経営・財務状況の変化や発行者等に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)、またはその他の要因の影響を受け変動します。したがって、償還前に本社債を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。(注)

(注) 投資元本が全額毀損する可能性があります、それを上回る損失が発生することはありません。

【その他のご注意事項】

- ◆本社債をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◆本社債のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ◆利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。
- ◆本社債の申込および払込は「外国証券取引口座約款」に従ってなされます。

日本国内の税制上の取扱いについて

本社債は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下のとおりとなります。

個人の場合

- ①利子に対する税金..... 復興特別所得税を加味した20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ②譲渡(償還)益に対する税金 上場株式等の譲渡所得等として20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の申告分離課税の対象となります。
- ③譲渡(償還)損の取扱い 上場株式等の譲渡損失として、上場株式等(特定公社債等を含みます)の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。

法人の場合

利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本社債の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

英文開示銘柄について

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/index.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

仕組債の取引に係るご注意

○本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

○弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 058-266-4519）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

■ 指定紛争解決機関 （金融ADR機関）

・ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （FINMAC）

電話番号 0120-64-5005 （フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

無登録格付に関する説明書

十六 T T 証券株式会社

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

	S&P グローバル・レーティング	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	フィッチ・レーティングス
○格付会社グループの呼称等について	・格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）	・格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）	・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。） ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）
○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について	S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ http://www.standardandpoors.co.jp ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（ http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered ）に掲載されております。	ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（ https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx ）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（ https://www.fitchratings.com/site/japan/ ）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
○信用格付の前提、意義及び限界について	S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。	ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。	フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であるとは表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年9月27日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社又はフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。